

犯罪の被害にあわれた

あなたへ



はじめに

犯罪や交通事故に巻き込まれることは、大変つらく悲しいことです。

このパンフレットは、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方に

- 捜査や裁判がどのように行われ、犯人はどのような手続で処罰されるのか
- 捜査のために、警察がどのようなご協力をお願いするのか
- 精神的・経済的負担の軽減のために利用できる制度には、どのようなものがあるのか

といったことを分かりやすくお知らせするためのものです。

このパンフレットに書かれている内容について、より詳しくお知りになりたいときは、遠慮なく担当者までお尋ねください。

岡山県警察ホームページ
<https://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/>



担当警察官



分からないことや、心配事など、要望があれば、遠慮なくご相談ください。

警察署 課

氏名

電話

(内線

)

警察署 課

氏名

電話

(内線

)

目次

1	刑事手続の流れ	1
2	捜査へのご協力をお願い	5
3	性犯罪被害にあわれた方へ Q&A こころと体の影響について	8
4	被害にあわれた方等が利用できる支援や 制度について 警察が行う主な被害者支援 警察以外で行う主な被害者支援 裁判で利用できる制度 少年犯罪で利用できる制度	14
5	各種相談窓口 警察の相談窓口 民間団体等の相談窓口 その他の機関・団体の主な相談窓口	20

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

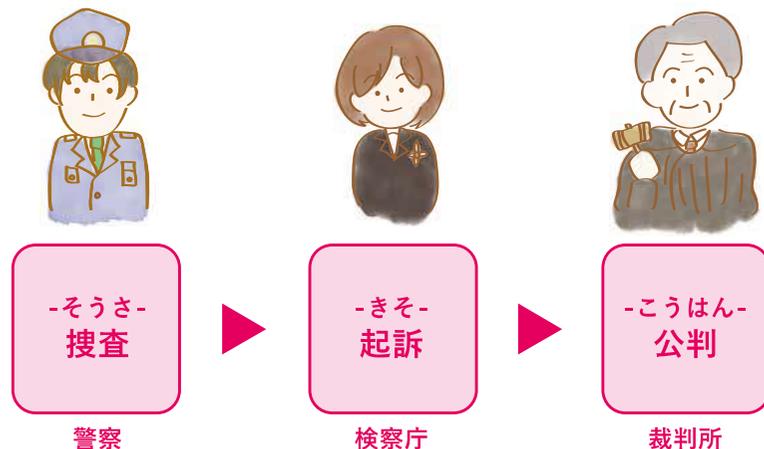


1 刑事手続の流れ

犯罪の被害にあわれた方が、警察に被害を届け出ることにより捜査が開始され、刑事事件の手続が始まります。

犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき刑罰を定める手続のことを**刑事手続**といい、これは大きく、次の3つの段階に分かれます。

犯人の年齢によっては、これらの手続が異なります。



犯人が20歳以上の場合

捜査

犯人を捕まえ、証拠を収集して犯罪の事実を明らかにするなど、事件を解決するために行う活動をいいます。

警察が証拠に基づいて犯人であると認められた者を「**被疑者 (ひぎしや)**」といいます。

警察は必要な場合には被疑者を逮捕(強制捜査)してから48時間以内に、事件(被疑者と捜査結果を記録した書類や証拠等)を検察官に送ります。

これを「**送致 (そうち)**」といいます。

送致を受けた検察官は、その後も継続して被疑者を拘束する必要があると認める場合には、24時間以内に裁判官に対して被疑者を拘束する手続を行います。

この拘束のことを「**勾留 (こうりゅう)**」といいます。

裁判官がその請求を認めると、被疑者は勾留されることになります。(期間は基本的に20日間以内)

被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査活動を行います。

被疑者が逃走するおそれがない場合などには、被疑者を逮捕しないまま取り調べ、書類や証拠を揃えて(任意捜査)、捜査結果を検察官に送ることとなります。

被疑者を逮捕した場合でも釈放して任意捜査となる場合があります。



起訴

検察官は、勾留期間内に、警察から送致された書類や証拠を精査し、検察官自身で被疑者の取調べを行い、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

裁判にかける場合を「**起訴 (きそ)**」、裁判にかけない場合を「**不起訴 (ふきそ)**」といい、起訴された被疑者を「**被告人 (ひこくにん)**」といいます。

起訴には、通常の公開の法廷で裁判することを求める公判請求と、一定の軽微な犯罪について書面審理だけを請求する略式命令請求があります。

また、被疑者を逮捕しない事件を送致した場合、送致を受けた検察官は、事件について必要な捜査を行った後に、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。



公判

被疑者が起訴され、公判が開かれる日が決められた後、審理が行われ、判決が下されます。

判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所(高等裁判所)に訴えることとなります。

これを「**控訴 (こうそ)**」といいます。



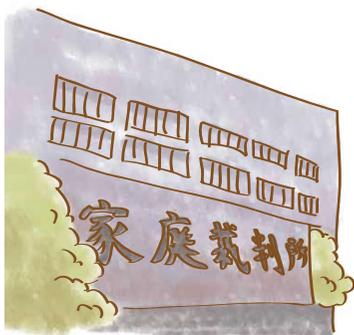
犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合

捜査等

警察では、14歳以上の少年については20歳以上の者と同様に捜査を行います。

14歳から17歳の少年については、法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送り、法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、警察から、直接、家庭裁判所に事件を送ります。

なお、特定少年（18歳及び19歳）の事件については、全件を検察庁に送ります。



犯人が14歳未満の少年である場合

調査等

14歳未満の少年については、法律上、罰することができないため、警察において調査を行います。

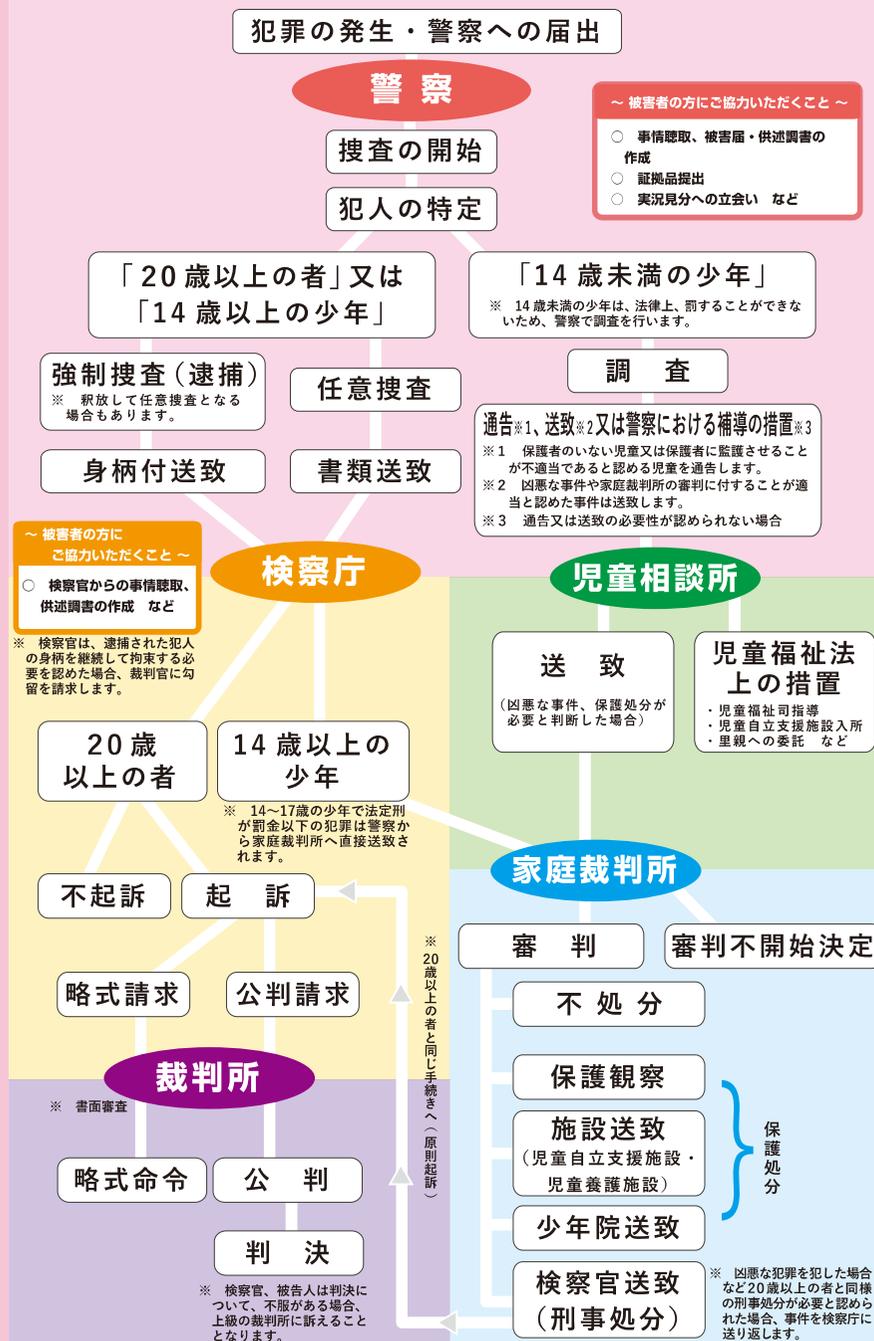
警察は調査の結果により、児童相談所に通告するほか、少年を家庭裁判所の審判に付すべきと判断するときは、事件を児童相談所に送致します。



児童相談所における措置

送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託等）をとるほか、家庭裁判所での審判が必要と判断したときは、事件を家庭裁判所に送ります。家庭裁判所は少年について、14歳以上の少年と同様に、審判を開始するかどうかの決定をします。

犯人の処分が決まるまでの流れ



※ 手続きに沿ってペンやマーカーなどで色をつけてください。

2 捜査へのご協力をお願い

皆様には、刑事手続き上、必要な捜査へのご協力をお願いすることになり、ご負担をおかけすることがあります。

犯人を捕まえ、処罰するため、そして同じような被害にあう人をなくすためにも、ご協力をお願いします。

具体的には次のようなことがあります。



事情聴取

担当の捜査員が、犯行の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。

思い出したくない、言いたくないこともあると思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするため、必要があつてお尋ねするものです。

- 警察に事情を話したことで、犯人から仕返しをされるのではないかと不安をもたれているかもしれませんが、警察は被害にあわれた方が犯人から再び被害を受けることのないよう安全対策に万全を期しています。



- 警察官による事情聴取のほかに、検察官からも事情を聞かれることもあります。どうして同じことを繰り返し聞かれるのだろうと思われるかもしれませんが、検察官が犯人を裁判にかけるかどうかの判断をするために行うものですから、ご理解ください。

- 被害にあわれた女性の方で、女性警察官による事情聴取を希望される場合や、お子さんが被害にあり、事情聴取に保護者の同席が必要とお考えの場合には、捜査員にご相談ください。



証拠品の提出

犯罪を証明するために必要となりますので、ご協力をお願いします。

証拠品を提出していただく理由

性犯罪被害を受けた場合には、その痕跡や犯人につながる証拠（毛髪、体液等）が残されている場合が多く、被害当時の服や持ち物から証拠を採取するためです。

また、身体に犯人につながる証拠が残されている場合は、医師もしくは女性警察官が採取をさせていただくことがあります。

提出していただいた被害者の方の指紋やDNA型鑑定用資料は、必要がなくなれば確実に処分します。



病院での診察

性犯罪の場合、婦人科のある病院で診療を受けてもらうことがあります。

これは、犯人の体液等が残っていれば、DNA型鑑定等で犯人を特定することが可能となりますし、被害にあわれた方に、緊急避妊の措置や性感染症の検査を行ってもらう必要があるからです。

また、被害にあった時にケガを負っていれば、診断書が必要となる場合があります。

病院での初診料や診断書料、緊急避妊の措置や性感染症の検査にかかる費用については、警察が負担する制度があります。

※ 詳しくは担当の警察職員にお尋ねください。





実況見分への 立会い

警察官が犯罪の現場等について確認をする際、立ち会いをしていただく場合があります。(現場の状況を確認することを「**実況見分(じっきょうけんぶん)**」といいます。)

時間がかかることもありますが、事実の解明や犯罪を証明するために必要となります。

被害にあったときの状況を再現する実況見分については、少しでも精神的負担を軽減するために、ダミー人形を用いて行うこともあります。

その際には、人目につかないように配慮します。

また、状況を明らかにするため写真撮影を行うこともありますがご理解をお願いします。



裁判での証言

被害にあわれた方やご遺族の方には、犯罪の立証のため、裁判で証言していただくことがあります。(これを「**証人尋問(しょうにんもん)**」といい、証言する方を「**証人(しょうにん)**」といいます。)

証言の際には、証人と被告人や傍聴席との間についてを置くなど、不安や緊張を和らげるために、様々な制度が用意されています。

※ 詳しくは、18ページをご覧ください。



3 性犯罪被害にあわれた方へ

性犯罪の被害を受けた時、恐怖や不安で感覚が麻痺したり、吐き気、不眠、疎外感を感じたりすることがあります。

そのようなときは一人で悩まず、相談してください。

警察への相談を迷っている方で、こんな不安を感じている方はいませんか？



Q1

男性の警察官に話をしないとダメですか？

性犯罪のようにプライバシーに関わるお話をお聞きする場合には、被害にあわれた方の希望に応じて、できる限り女性警察官がお話をお聞きします。

Q2

嫌な質問にも答えなければなりませんか？



事件に関して話したくないことを警察官が質問することがあるかも知れませんが、それは捜査上の必要があって質問しているので、できるだけ協力をお願いします。

詳しいことがわかればわかるほど、捜査が進み、犯人が早く捕まることにつながります。

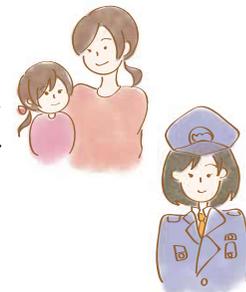
Q3

事情聴取に家族や友人に付き添ってもらってもよいのですか？

警察にお越しになるときに、家族や友人に付き添ってもらうことは構いません。

しかし、お話を聞く場合、その内容にデリケートな部分がありますので、ご本人のみからお聞きする場合があります。

なお、その際には、女性警察官がお話を伺ったり、立ち会ったりするなどできる限りの配慮をいたします。



Q4

事件のことを家族や周囲の人に知られたくないのですが…

- A. 被害にあわれた方が成年の場合は、境遇や事件の内容などにもよりますが、被害にあわれたことを、家族を含め必要以外の人に知られないように捜査を行うことができます。

ただ、被害にあわれた方が18歳未満の場合は、今後の捜査にご協力いただくためにも、保護者の方とお話をする必要があります。

被害届を提出するかどうかは別として、話だけでも聞いてもらいたいという場合も安心してご相談ください。



Q5

警察に届け出た後、事件はどのように扱われていくのですか？

- A. 被害にあわれた方が、被害を警察に届け出たときから捜査が始まります。

捜査が始まったら、事情聴取や実況見分への立会い、証拠品の提出等をお願いする場合があります。



※ 詳しくは、5～7ページをご覧ください。

Q6

警察に届け出たことが犯人に知られるのですか？

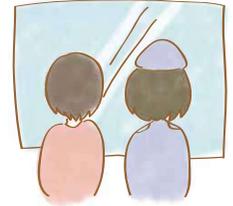
- A. 多くの場合、犯人を捕まえたり、取調べをしたりした時点で犯人に知られることとなります。

しかし、それまではひそかに捜査を進めますし、犯人が捕まった後もあなたの情報を犯人に知られないように配慮して捜査を進めていきます。

Q7

犯人がわかったら会わないといけないのですか？

- A. 犯人と直接対面することはありません。
しかし、犯人が人違いということがあってはいけませんから、犯人と思われる人物がわかった時点で、本当に犯人かどうか確かめてもらう場合があります。
その際にはマジックミラーなどを通して、または、写真などで確認していただくことになります。



Q8

裁判で犯人と顔を合わせるのが怖いのですが…

- A. 多くの場合、被害にあわれた方が裁判で証言をすることはありません。
しかし、犯人と言いが食い違うなどした場合は、証人として法廷で証言することもあります。
その場合には、被告人や傍聴人から見えないよう、ついたてを設置したり、別の部屋から証言したりできる制度があります。

Q9

事件のことが新聞やテレビで出てしまうのですか？

- A. 犯罪の情報が新聞に掲載される場合があります。
しかし、その場合は誰が被害にあったのかはわからない形で掲載されますので安心してください。

Q10

裁判になったとき、私のことを含め事件の内容は皆に知られてしまうのですか？

- A. 裁判は通常、公開で行われますが、被害にあわれた方の保護を図るための制度があります。
また、氏名や住所等、被害にあわれた方を特定する事項を明らかにしてほしくない場合は、検察官に申し出て裁判所が秘匿を決定すれば、それらの事項を明らかにせずに裁判を進めることができます。



※ 詳しくは、18ページをご覧ください。

こころと体の影響について

被害にあわれた方へ

犯罪の被害により大変重いストレスにさらされると心身に色々な反応があらわれることがあります。

しかし、それは異常なことではなく、大きなショックの後では誰にでも起こるごく当たり前の反応なのです。

このようなことはありませんか？

眠れない
自分が悪かったと思う
食欲がない
イライラする

突然、事件の光景がよみがえる
感情がわからない・やる気が起きない



そんなときは

自分の感情を素直に表現することが回復への第一歩です。

自分を責めないで

「あのときこんなことをしなければ」「自分の不注意で」と自分の行動を責めていませんか。

ご自分を責めないでください。悪いのは犯人なのです。



時間をかけて

いつもどおりできなくても、あせることなく無理をせず時間をかけてできるだけゆったり過ごしましょう。

気持ちが落ち着いてきたら、少しずつでもいつもの生活リズムを取り戻しましょう。

食事、入浴など今まで普通にやってきたことを無理のない範囲でやってみてください。

相談したり、カウンセリング等を受けたりすることもできます。

※ 詳しくは、15 ページをご覧ください。

周囲の方へ

無理をさせないように しましょう

被害にあったことを無理に聞き出さないでください。



無理に元気付けなくて ください

被害にあわれた方は「頑張って」「これからいいことあるよ」「そのうち忘れるから」「この程度ですんでよかったね」という励ましの言葉さえ辛く感じます。

善意の言葉でも、相手を傷つけてしまうことがあります。



耳を傾けましょう

被害にあわれた方から話を始めたときには、穏やかに聴いてください。

そして、被害にあわれた方が表す感情をそのまま受け止めてください。

少し時間がかかるかもしれませんが、被害にあわれた方の話すペースにあわせて聴いてください。



被害にあわれた方が 決めたことを支えましょう

被害にあわれた方がこれからどうするか、例えば訴えるのかどうかについては、周りの人ではなく、時間がかかっても本人が自分の意思で決めるように支えてください。



被害にあわれた方を孤立させないようにしましょう

できるだけ被害にあわれた方を一人にしないようにしましょう。

穏やかな雰囲気と一緒に過ごしたり、再び被害にあわないように防犯対策をしたりするなど、被害にあわれた方が安心して日常生活を送ることができるよう支えてください。

被害にあわれた方から「一人にさせて」と言われたときは、安全が保障される状態であれば、その意思を尊重しましょう。

ただし、本人の負担にならない程度に声

をかけてください。

被害にあわれた方の周りにいる人自身がストレスを感じたときにも、決して一人で悩まず、信頼できる人に話を聞いてもらいましょう。

被害にあわれた方を支える人の心にもゆとりが必要です。

被害にあわれた方本人も、周りの人も、「自分を責めないこと」「頑張り過ぎないこと」「無理をしないこと」「ゆっくりすること」が大切です。



被害にあった子供への接し方



子供が被害にあった場合、次のような症状が
起こりやすくなります。

- 突然怒ったり、泣きだしたりします。
(情緒不安定)
- まとまりのない話や奇妙な作り話をしたりします。
- 一人で寝られない、一人でトイレに行けないなど、甘えることが多くなったりします。(赤ちゃん返り)
- 遊びの中で、被害を再現したりします。
- 性犯罪にあった場合、性的な行動について話すようになったり、性について関心を持ち始めたりします。



そんなときは

- 子供の言うことを信じてあげてください。
- 子供の話をゆっくり聴いてあげてください。
- できる限りいつもどおりに接してあげてください。
- 子供を問い詰めないでください。
- 子供を十分に安心させてあげてください。



被害にあわれた方等が利用できる 支援や制度について

警察が行う主な被害者支援

突然、思いもよらない犯罪の被害にあわれた方にとっては、大きなショックの中で捜査に協力することが負担に感じられるでしょう。

また、生活する中での様々な不安が生じることもあるでしょう。

警察では、被害にあわれた方の負担を少しでも和らげるための各種制度を設け、被害直後から支援活動をおこなっています。

被害者連絡制度

被害にあわれた方にとって、被害後に捜査の進捗状況や犯人の処分状況などについて関心を持たれるのは当然のことです。

警察では、被害にあわれた方のご希望に応じて、次の連絡をしています。

捜査状況

犯人が捕まっていない場合、捜査に支障のない範囲で捜査の進展状況など

犯人の検挙状況

犯人を逮捕した場合、犯人の住所・氏名・年齢など

犯人の処分状況

送致した事件についての起訴・不起訴等の処分結果など

- ※ 被疑者が少年(20歳未満)の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。
- ※ 連絡がない場合は、担当の警察職員にお尋ねください。

指定被害者支援員制度

警察では、犯罪の被害を受けたことで、心に深い傷を負った方の精神的な負担を軽減するため、殺人・傷害・性犯罪等の身体犯罪、ひき逃げ事件、交通死亡事故等について、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害の発生直後から、次のような支援を行っています。

■ 付添い

病院や警察署等への付添い、実況見分の立会い、自宅等への送迎



■ 説明

刑事手続等の説明、必要がある場合に被害にあわれた方に代わって会社や学校への説明など



■ ヒヤリング

心配事の相談受理

■ 民間被害者支援団体 などの紹介

カウンセリング制度

被害にあわれた方やご家族、ご遺族の方の中には、被害を受けたことで強いショックを受け、不安でたまらなくなったり、気持ちをうまくコントロールできず悩んだりしている方がおられます。

警察では、このような心にダメージを負

った方のために、臨床心理の専門家などによるカウンセリング(無料)を行っています。

心にダメージを受けてお困りの場合には、一人で我慢したり、早く立ち直ろうと無理に頑張ったりしないで、カウンセリング制度をご利用ください。

再被害防止措置制度

警察では、被害にあわれた方が、加害者や関係者から、再び生命や身体に危害を加えられないようにするため、防犯指導、自宅・勤務先・学校等への重点パトロールなどにより、被害にあわれた方の安全を確保

しています。

もし、加害者や関係者から、生命や身体に危害を加えるような脅しを受けた場合には、すぐに警察へ通報してください。

シェルター保護制度

警察では、脅迫事案、DV事案、ストーカー事案、暴力団が関係する事案の被害にあわれた方やその家族を、加害者から隔離する必要がある場合には、関係機関等と連携して安全な宿泊施設に保護しています。

この制度は、保護の必要性があれば、全ての事案に適用されます。



各種公費負担制度

警察では、一定の犯罪により怪我等を負った場合や、性犯罪の被害にあわれた場合などに、初診料、緊急避妊費用、カウンセリング費用、診断書料等を負担しています。

なお、被害の内容により適用とならない場合もあります。



犯罪被害者支援弁護士による法律相談制度

警察では、一定の犯罪被害にあわれた方等が、速やかに被害者支援に精通した弁護士による法律相談等が受けられるようにするため、岡山弁護士会と連携して、

弁護士による初回の相談料が無料となる制度を設けています。

なお、被害の内容によっては利用できない場合もあり、弁護士の指定等もできません。

ハウスクリーニング制度

自宅が犯罪現場となった殺人事件等では、事件後も血痕や異臭等が残り、被害にあわれた方やそのご家族が精神的につらい思いをされる場合があります。

警察では、このような場合、一定の要件のもと、公費によって、専門業者に清掃作業を委託し、被害にあわれた方等の負担の軽減を図っています。

なお、この制度は、清掃作業に必要な経費の実費額であり、犯罪行為によって壊れた建物、家具等の交換、修復等には利用できません。



犯罪被害給付制度

犯罪行為によって、ご家族の方を亡くされたご遺族、重大な負傷や疾病を負ったり、身体に障害が残ったりした被害者の方に対して、労災保険等の公的給付や、加害者から十分な損害賠償を受けることができなかったときに、国が給付金を支給する制度です。

給付金は一時金として支給されるもので、その種類は次のとおりです。

◇ 遺族給付金

◇ 重傷病給付金

◇ 障害給付金

※ 給付金の申請には期限があり、条件により、減額・調整されることがあります。

国外犯罪弔慰金等支給制度

日本国外において行われた犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給するものです。

なお、犯罪の被害にあわれた方にも不適切な行為があった場合や、親族間の犯罪であった場合などには、弔慰金等が支給されないことがあります。



警察以外で行う主な被害者支援

法務省の各機関における被害者等通知制度

被害にあわれた方等の希望に応じ、検察庁等から、事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪裁判確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度があります。

検察庁から通知を受けることができる事項

- 事件の処分結果
- 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- 裁判結果
- 犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要など上記の項目に順ずる事項
- 有罪確定後の犯人に関する事項



※ 通知などを受け取ることができるのは、被害者、その親族又は内縁関係にある方、婚約者の方など親族に準ずる方と目撃者など、参考人の方（一部の通知を除く。）です。

心神喪失者等から被害を受けた方の 審判傍聴と結果通知

殺人などの重大な犯罪を行った者について、心神喪失等の理由で不起訴処分や無罪等が確定した場合に、検察官は、地方裁判所に対し、医療の要否及び内容の決定を求める申立てを行います。

裁判所は、この申立てを受けて審判を行い、その者を入院させるか等の決定をします。

被害にあわれた方は、申し出をすることによって審判を傍聴することができ、また、審判の結果等について裁判所から通知を受けることができます。



検察審査会への審査申立て

検察官は、捜査を行った結果、被疑者を不起訴処分とすることがあります。

検察審査会は、検察官がした不起訴処分の当否を審査する機関で、被害にあわれた方や犯罪を告訴・告発した人などから、不起訴処分を不服として申立てがあったときに審査を始めています。

※ 詳しくは、検察庁又は担当する検察官、少年鑑別所、保護観察所にお問い合わせください。

裁判で利用できる制度

被害にあわれた方や、そのご家族等は、刑事裁判や民事裁判において、証人として証言等をしていただくことがあります。

その際に、被害にあわれた方等に配慮して、次のような制度があります。ただし、裁判所の許可等が必要な場合があります。

制度	内容	申出先
刑事裁判の優先的傍聴	被害にあわれた方等の申し出があれば、公判を優先して傍聴することができるように、できる限りの配慮がなされます。	裁判所
刑事事件の記録の閲覧・コピー	裁判所にある刑事事件の記録の閲覧、コピーができます。	裁判所
被害者特定事項を明らかにしない措置	性犯罪等の被害にあわれた方の氏名等を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするよう、裁判所に申し出ることができます。	検察官
法廷での意見陳述	刑事事件の裁判で、犯罪被害に関する心情や意見を述べるすることができます。	検察官
証人の不安や緊張を緩和するための措置	被害にあわれた方等が証人として証言する場合、次のような措置をとることができます。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 証人への付添い 証言をする際、家族やカウンセラー等に付き添ってもらうことができます。 ■ 証人への遮へい 証人と被告人や傍聴席との間についてなどを置き、相手の視線を気にせず証言することができます。 ■ ビデオリンク方式 事件によっては、別室からモニターを通じて証言することができます。 	裁判所又は検察官
刑事和解 和解（示談）の公判調書記載	被告人との間で示談した場合に、別の民事訴訟を起さなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載して貰うことができます。	地方裁判所
被害者参加制度	殺人、傷害等の一定の刑事事件の被害にあわれた方等は裁判所の許可を得て刑事裁判に参加することができます。 <p>被害者参加をされる方が、資力が乏しい場合であっても、弁護士の援助を受けられるよう、国が弁護士報酬及び費用を負担する制度も設けられています。（被害者参加人のための国選弁護制度）</p>	検察官 法テラス
損害賠償命令制度	殺人、傷害等の犯罪の被害にあわれた方等から申し出があった場合、損害賠償請求に関し、刑事手続きの成果を利用して簡易かつ迅速に解決するため設けられた制度です。	地方裁判所

少年犯罪で利用できる制度

少年犯罪により被害にあわれた方等には、次のような制度があります。
ただし、裁判所の許可等が必要な場合があります。

制 度	内 容	申出先
少年事件の記録の 閲覧・コピー	審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の記録（少年の関係者のプライバシーに深く関わるものを除く。）の閲覧、コピーができます。	家庭 裁判所
意見聴取制度	裁判官や家庭裁判所の調査官に対して、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。	家庭 裁判所
少年審判の傍聴	殺人、傷害等の犯罪により人を死傷させた事件や過失運転致死傷などの事件の被害にあわれた方等は、少年審判の傍聴が認められています。 ※ 傷害の事案は、生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。 ※ 12歳に満たないで刑事法令に触れる行為をした少年の事件は除かれます。	家庭 裁判所
審判状況の説明	家庭裁判所から審判の状況について説明を受けることができます。	家庭 裁判所
審判結果等 通知制度	家庭裁判所から少年の氏名や審判の結果等の通知を受けることができます。	家庭 裁判所
被害者等通知制度 (少年審判後の通知)	少年審判において保護処分を受けた加害少年の少年院における処遇状況や保護観察中の処遇状況等について通知を受けることができます。	少年鑑別所 または 保護観察所

5 各種相談窓口

警察の相談窓口

県民の皆様からの様々な
意見・要望・相談

岡山県警察総合相談電話
9 1 1 0 (短縮ダイヤル)
(086) 233-0110

性犯罪被害についての相談

性犯罪被害相談電話
(0120) 001-797
8 1 0 3 「ハートさん」
(短縮ダイヤル)

少年についての相談

ヤングテレホン・いじめ110番
(086) 231-3741
ヤングメール
youngmail@pref.okayama.jp

暴力団に関する相談や情報

暴力団関係110番
(086) 233-8930

民間団体等の相談窓口

おかやま被害者支援ネットワーク
事務局

総合的な被害者支援を行うため、医療・法律・カウンセリングの専門機関や県知事部局、民間の被害者支援団体等によるきめ細やかな支援を行っています。

岡山県警察本部警務部県民広報課
「犯罪被害者支援室」内
(086) 233-8349

公益社団法人
被害者サポートセンターおかやま
略称：VSCO(ヴィスコ)

(岡山県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体)

電話・面接相談、弁護士や精神科医等への橋渡し、裁判支援、自助グループ支援等を行っています。

(086) 223-5562
性暴力被害者支援センター「おかやま心」
(086) 206-7511
8891「はやくワン(ストップ)」

その他の機関・団体の主な相談窓口

岡山県総合的対応窓口

岡山県県民生活部
くらし安全安心課
(086) 226-7259

公営住宅への 優先入居制度の相談窓口

県営住宅：岡山県土木部住宅課
(086) 226-7536
市町村営住宅：各市町村役場

検察庁の相談窓口

被害者ホットライン
(086) 224-3322

裁判所の窓口

岡山地方裁判所・家庭裁判所
(少年事件)
(086) 222-6771 (代表)

加害少年等についての相談窓口

岡山保護観察所(被害者専用電話)
(086) 224-3008
岡山少年鑑別所(代表)
(086) 281-1171

職場の被害についての相談窓口

岡山労働局 雇用均等室
(086) 224-7639

日本司法支援センター (法テラス)

犯罪被害者支援ダイヤル
(0120) 079714
法テラス岡山
(050) 3383-5491 (IP電話専用)
(0570) 078354

法律相談窓口(被害者支援・ 損害賠償請求など)

岡山弁護士会
(086) 223-4401 (代表)
おかやま犯罪被害者支援センター
(086) 223-7899

犯罪被害救援基金に 関する相談窓口

公益財団法人犯罪被害救援基金
(03) 5226-1020
ホームページ
<http://kyuenkikin.or.jp/>

暴力団犯罪に関する 相談窓口

公益財団法人
岡山県暴力追放運動推進センター
岡山事務局 (086) 233-2140
倉敷連絡所 (086) 434-2140
津山連絡所 (0868) 22-2140

法務省の 人権相談窓口

岡山地方法務局
みんなの人権110番(0570)003-110
こどもの人権110番(0120)007-110
女性の人権ホットライン(0570)070-810

18歳未満の子どもに 関する相談窓口

児童相談所虐待対応ダイヤル 189 (無料)
子ども・家庭電話相談室
(086) 235-4157

生き方や家族・夫婦の 悩み等の相談窓口

岡山県男女共同参画推進センター(ウイズセンター)
(配偶者暴力相談支援センター)
(086) 235-3310
男性相談員による男性のための相談電話
(086) 221-1270

夫の暴力等、女性が抱える様々な 問題や悩みに関する相談窓口

岡山県女性相談所
(配偶者暴力相談支援センター)
(086) 235-6060
DV夜間相談電話
(086) 235-6101

心の健康に関する相談や 精神障害者の保健医療福祉に 関する相談窓口

岡山県精神保健福祉センター
(086) 201-0828

こころといのちの 相談窓口

岡山いのちの電話
(086) 245-4343

航空、鉄道等公共交通の 相談窓口

国土交通省
公共交通事故被害者支援室
(03) 5253-8969

交通事故に関する 相談窓口

岡山県交通事故相談所 本所
(086) 226-7334
岡山県交通事故相談所 津山支所
(0868) 23-1248

岡山県青少年総合相談センター

総合相談窓口
(086) 224-7110

